人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　海江田万里
文部科学大臣高木義明海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○経済産業大臣臨時代理
　同　野田　佳彦
経済産業大臣大畠章宏海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上十二月九日）
（外務省大臣官房）外務事務官　永井　克郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる（十二月十日）
　細川　清
公正取引委員会委員に任命する（十二月四日）
　赤壁　弘康　麻生　和孝
　阿部　雪子　砂川　伸幸　阿部　晋也
　今井　克典　岩﨑　宏一　一高　龍司
　梅原　秀継　大林　敏彦　大川　昌幸
　占部　裕典　大屋　幸輔　金子　裕子
　大森　裕浩　神谷　和也　上林　憲雄
　金田　勇　河野　昭三　榊原　清則
　北居　明　塩澤　修平　渋谷　雅弘
　佐藤　岩昭　清水　涼子　新谷　雅美
　清水　聰　鈴木　基史　髙田　正昭
　鈴木　基史　髙田　正昭　髙橋　祐介
　滝沢　昌彦　田中　治　田中　将
　谷川　寧彦　谷口勢津夫　手嶋　宣之
　照井　伸彦　徳永　俊史　中村　博
　永田　良子　西尾　敦　任　章
　挽　文子　前多　康男　松尾　弘
　松村　勝弘　三野　和雄　宮川　努
　宮本十至子　八木　匡　安井　一浩
　山口　成樹　大和　正史　百合野正博
平成二十三年公認会計士試験試験委員に任命する
任期は平成二十三年十一月三十日までとする（各通）
　青木　雄二　秋葉　賢一　麻生　和孝
　池田　公司　泉　宏之　一ノ澤直人
　井上　善弘　今井　克典　上田　耕治
　上埜　進　受川　環大　梅原　秀継
　大倉　学　大下　丈平　大下　勇二
　太田　善之　大塚　成男　乙政　正太
　柿﨑　環　片岡　茂彦　金子　裕子
　神谷　英一　片本　淳　北村　雅史
　木下　崇　佐々木隆志　清水　涼子
　新谷　雅美　杉本　徳栄　鈴木　一水
　髙田　直芳　髙橋　史安　武脇　誠
　徳本　穣　鳥居　宏史　中條　祐介
　中村　博之　成田由加里　任　章
　南保　勝美　濵尾　宏　挽　文子
　福島　洋尚　古田　隆紀　町田　祥弘
　松尾　貴巳　松嶋　隆弘　松本　敏史
　三和　彦幸　向山　敦夫　盛田　良久
　森田　佳宏　山﨑　秀彦　大和　正史
　百合野正博　横田　絵理　吉川　信將
　吉見　宏
平成二十四年公認会計士試験試験委員に任命する
任期は平成二十四年十一月三十日までとする（各通）（以上十二月八日）

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　新堀　敏彦
辞職を承認する（十二月五日）
　赤松　茂　遠藤　恵子　黒澤　賢一
　櫻井　清　皿谷　有子　玉ノ井雄一
　内藤　卓　初瀬　智彦　古本　吉子
　松島　桂子
平成二十三年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に任命する
任期は平成二十三年十一月三十日までとする（各通）
　検事　江原　健志
　同　岡山　忠広　同　金子　修
　同　河合　芳光　同　小出　邦夫
　同　佐藤　達文　同　田野尻　猛
　同　團藤　丈士　同　筒井　健夫
　同　飛澤　知行　同　萩本　修
　同　古谷　伸彦
平成二十三年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する
併任の期間は平成二十三年十一月三十日までとする（各通）（以上十二月七日）

国土交通省

（都市・地域整備局離島振興課長）国土交通事務官　小野　稔
内閣府に出向させる
（国土計画局参事官）同　大野　淳
都市・地域整備局離島振興課長に配置換する
（総合政策局情報安全・調査課建設統計室長）同　木下　慎哉
国土計画局参事官に昇任させる（以上十一月十六日）
　田村　貞雄　小豆澤照男
運輸安全委員会委員に任命する（各通）
　松本　陽　富井　規雄
運輸安全委員会委員に任命する（再任）（各通）
　岡村　美好
運輸安全委員会委員に任命する
　大屋　則之　廻　洋子
運輸審議会委員に任命する（再任）（各通）（以上十二月六日）

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、十二月十二日ケニア国の独立記念日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）
十二月十日（金）
○一般案件（抜粋）
一、スーダン住民投票監視国際平和協力業務の実施について（決定）（内閣府本府・外務省）
○国会提出案件（抜粋）
一、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について（決定）（金融庁・財務省）
一、日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」について（決定）（財務省）

公告

諸事項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年12月14日
九州地方整備局長　岡本　博
１　処分をした年月日　平成22年11月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社富士ピー・エス　代表取締役　長尾　徳博　福岡県福岡市中央区薬院１丁目13番８号　国土交通大臣許可（特―19）第2301号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
(1)　停止を命ずる営業の範囲
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
（注１）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。